

「岩手県文化芸術振興指針(改訂版)」案に係るパブリック・コメント 意見対応整理表

【反映区分の考え方】

区分	内容
A: 全部反映	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B: 一部反映	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C: 趣旨同一	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D: 参考	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E: 対応困難	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F: その他	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

「A:全部反映」及び「B:一部反映」の意見欄は、網掛けとなっています。

番号	指針案項目			意見	意見数(件)	意見に関する考え方(対応方向) ※【 】は指針案のページを表しています。	決定への反映状況
	章	項	号				
1	I 岩手県文化芸術振興指針の趣旨等	1 指針改訂の趣旨等	(2) 指針改訂の経緯と趣旨	伝統芸能の継承者が少なくなっているという背景には人口減少があると思うが、人口減少が進むという観点はあるのか。	1	下記の箇所において、人口減少が進む(進んでいる)観点を記載しています。 ① 第I章第1項第2号の「指針改訂の経緯と趣旨」 ② 第I章第5項の「時代的特徴」 ③ 第III章第2項第1号オの「伝承活動や発表の機会が少なくなってきた」	C: 趣旨同一
2		3 指針の位置付け	—	この指針はあるべき姿のみを提示しているのか。	1	指針はあるべき姿のみを提示するものではなく、目標設定期間に実施する施策及び取組の方向性を定めたものとなっています。	F: その他
3	II 岩手の文化芸術の特徴と振興の視点	—	—	第II章の「まとめ」内の「目的」について、「豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成」の言葉の前に「一人ひとりが」を追記すべき。条例の前文でもそうになっており、「一人ひとりが」があるのとないのでは意味合いが全く異なってくる。	1	「一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成」と修正します。【P11・P12・P46】	A: 全部反映
4				文化芸術に親しむ意味・意義ということを盛り込んでも良いのではないかと。感性や想像力を豊かにすることで、良い仕事に結びつき、文化芸術の振興は、経済発展及び地域活性化につながるものである。	2	文化芸術に親しむ意義等及び振興の視点については第II章「岩手の文化芸術の特徴と振興の視点」のほか、第III章第2項各号のア「趣旨」に記載しています。	C: 趣旨同一

番号	指針案項目			意見	意見数 (件)	意見に関する考え方(対応方向) ※【 】は指針案のページを表しています。	決定への 反映状況
	章	項	号				
5	Ⅲ 各分野の目指すべき姿と課題の解決	2 伝統文化分野	—	伝統芸能の後継者がいないというのが悩みであり、その理由としては、伝統芸能の成り立ちや背景といったものがしっかり理解されていないからであると思う。	1	同内容の現状と課題について、第Ⅱ章第2項「伝統文化分野」に記載しております。 また、伝統芸能の次世代への継承については、第Ⅳ章の「施策方向(3)」により取り組んでいきたいと考えています。	C: 趣旨同一
6				山間隘路をつなぐ交通網が整備されても、民俗芸能の地域を越えた人的交流や情報交流は十分とは言い難い現状がある。	1		C: 趣旨同一
7				高齢化が進み、地域の伝統芸能の指導者がいなくなってしまうこともあるので、指針の中にもそのようなことをアピール・記載できる場所があってもよい。	2		C: 趣旨同一
8	Ⅳ 文化芸術の振興に向けての主な施策方向	2 主な施策方向	(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信(施策方向(1))	情報発信について、ホームページに掲載するだけではインターネット環境にない人達は閲覧が難しいため、紙媒体でも発信していくことも大事であると感じた。	1	「施策方向(1)」に記載のとおり、今後においてもホームページ及び紙媒体による情報発信に努めていきたいと考えています。	C: 趣旨同一
9				これまで口伝や型の体得により継承されてきた民族芸能の多くが、東日本大震災津波による道具・衣裳を流失し、指導者や後継者も失い、存続に警鐘を鳴らす団体もいる中で、積極的なデータ化やライブラリーの整備が必要があると思う。	1	「施策方向(1)」に記載のとおり、現在の文化芸術を広く調査・記録・保存し、次代に残す資料整備の中で努めていきたいと考えています。	C: 趣旨同一
10				震災からの復旧に際して、文化活動の歴史的背景などを資料としてまとめ、その文化的価値を地域住民自ら再確認することが大切だと思う。	1	C: 趣旨同一	
11				各文化芸術団体が活動記録・資料などを各自で保管していることから、そのような財産を行政が一括で保管し、県民・市民が閲覧できる場所が必要であり、そのような取組を加えてほしい。	1	C: 趣旨同一	
12				(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備(施策方向(2))	若者の活動支援対策について充実させていくべきである。	2	「施策方向(2)」に記載のとおり、若者の文化芸術支援について引続き努めていきたいと考えています。
13			岩手県文化芸術コーディネーターの役割に、地域社会の課題解決に寄与することも追加してほしい。	1	「地域社会の課題解決に寄与すること」は、岩手県文化芸術コーディネーターの役割から生まれる「効果」と捉えています。	C: 趣旨同一	

番号	指針案項目			意見	意見数 (件)	意見に関する考え方(対応方向) ※【 】は指針案のページを表しています。	決定への 反映状況
	章	項	号				
14	IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向	2 主な施策方向	(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備(施策方向(2))	岩手県文化芸術コーディネーターには公立文化施設とのつなぎ役も担ってほしい。	1	岩手県文化芸術コーディネーターは、公立文化施設を含む各地域の文化芸術関係者とのつなぎ役を担っております。 また、第IV章第3項第6号「文化施設等の主な役割」においても、文化施設等は岩手県文化芸術コーディネーターとの協力について記載しています。	C: 趣旨同一
15				芸術文化団体において事務局を務める人材が不足している。	1	「施策方向(2)」に記載のとおり、岩手県文化芸術コーディネーター活用やアートマネジメント研修の開催により、人材不足を補うことのできる環境づくり及び文化芸術を担う人材育成に努めていきたいと考えています。	C: 趣旨同一
16				これからの文化拠点、人が集まり活動しやすい機能(ハード)を持ち、人の交流を促進させるソフト面の力を備えた人的パワーを持つことが大事と考える。しかるに行政職員・NPO・市民団体間問わずの今後の人材育成が重要と考える。	1		C: 趣旨同一
17				いわてマンガ大賞などの取組は継続していくべきである。	1	岩手県の魅力発信、若手マンガ家の育成などの観点から、今後も継続していきたいと考えています。	C: 趣旨同一
18				「岩手県文化芸術コーディネーターの活用」とあるが、今まではどこにコーディネーターが設置されていたのか。	2	平成27年1月現在、盛岡、県南、沿岸及び県北の4広域振興圏に岩手県文化芸術コーディネーターが設置されており、今後においてもコーディネーター活動等の広報・周知に努めていきたいと考えています。	F: その他
19				今回の改訂で「アートマネジメント研修の開催」が加わった背景は何か。	1	各地域における文化芸術人材の育成の観点、指針改訂における岩手県文化芸術コーディネーターからの意見を基に、今回の改訂で追記されています。	F: その他
20				平成26年度のいわて若者文化祭の反省点などはあるか。	1	平成26年度のいわて若者文化祭は、岩手県の若者が日頃培った文化芸術を発表する機会を得て、共演などを通じ、出演団体間の交流も図ることができ、非常に良い取組であったと考えています。 現在、参加者からのアンケートを集約中ですが、どの程度の活動があるのかを調査することや出演者の調整に時間を要し、PRの時間が短くなったことが反省点であると考えています。	F: その他

番号	指針案項目			意見	意見数 (件)	意見に関する考え方(対応方向) ※【 】は指針案のページを表しています。	決定への 反映状況
	章	項	号				
21	IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向	2 主な施策方向	(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援(施策方向(3))	平泉について、平泉の何を継承していくのか。内容を我々自身が認識していないとよく伝わらないのではないのか。	1	平泉文化遺産の価値・理念や適切な保存管理に対する理解と関心を高め、次代を担う若い世代の郷土に対する誇りや愛着を醸成していくことに努めていきたいと考えています。	C: 趣旨同一
22				次世代育成には力を入れてほしい。特にジュニア育成に関しては、民間だけで進めることは困難であるため、行政も力を入れてほしい。市町村では、予算化して取り組んでいるところもある。	2	次世代育成について、「施策方向(3)」の取組の中で、引続き努めていきたいと考えています。	C: 趣旨同一
23				芸術祭などの催しが盛岡に集中している。地方の人たちの鑑賞の機会を充実させてほしい。	1	地理的条件に恵まれない地域での文化芸術鑑賞事業の実施について、「施策方向(3)」の取組の中で、引続き努めていきたいと考えています。	C: 趣旨同一
24				沿岸被災地のことをもっと考えてほしい。今後も被災地の文化芸術振興に力をいれてほしい。	1	被災地における文化芸術復旧の支援は、今回の指針改訂における主な取組の方向性のひとつであり、「施策方向(3)」において支援への取組を記載してあります。今後においても、被災した文化芸術の現状把握と支援について努めていきたいと考えています。	C: 趣旨同一
25				東日本大震災津波で被災した郷土芸能を把握している状況にあるのか。県として沿岸まで出向いて支援することはあるのか。	1		C: 趣旨同一
26				文化振興基金事業の「新進・若手芸術家派遣事業」について、応募のあった学校すべてに芸術家等を派遣できないということがあるが、そのあたりの5年間の評価・反省と、今後の方向性はどうなっているのか。	1	「新進・若手芸術家派遣事業」について、予算等の都合上、応募のあった学校すべてに芸術家等を派遣できないことはありますが、当該事業は次世代育成の観点から非常に優れた事業であると考えます。なお、文化振興基金事業は、公益財団法人岩手県文化振興事業団が所管していることから、御意見については同事業団へ情報提供させていただきます。	D: 参考
27				文化振興基金事業の申請書類がかなり膨大で大変な量であった。簡素化できないものか。また、書類審査が厳しい。	1		D: 参考
28				文化庁のソフト事業には小さい市町村だとなかなか手があげられないが、県からの具体的な補助メニューや施策などは出てくるのか。	1	指針は文化芸術施策の基本的な方向を示したものであり、これに基づいて事業を行っていくこととなりますので、具体的な事業については、各市町村及び文化芸術団体のニーズなどを把握のうえ、検討していきたいと考えています。	D: 参考
29				市内に活動場所が少ないため、活動場所(使用料)に関する金銭的な補助があればいいと思う。	1		D: 参考
30				助成金の多くが成果主義であり、多くの場所で何回実施したか、全体で何人に体験させることができたという指標を重視しがちだが、それでは人材育成につながる支援になることは難しいのではないだろうか。	1		D: 参考

番号	指針案項目			意見	意見数 (件)	意見に関する考え方(対応方向) ※【 】は指針案のページを表しています。	決定への 反映状況	
	章	項	号					
31	IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向	2 主な施策方向	(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援(施策方向(3))	運転免許のない人が、盛岡方面の美術館を鑑賞したいという時にバスが出たりする企画・事業があればよいと思う。	2	文化芸術の鑑賞機会及び活動機会の提供の観点から、事業実施の際の参考とさせていただきます。	D: 参考	
32				学校の統廃合によりすぐに校舎を壊すことはやめてほしい。使用していない体育館などもあり、そのような場所を活動で使用させてほしい。	1		D: 参考	
33				学校教育における伝統文化・生活文化の継承への取組の支援について、どのような支援を行っていくのか。	1		「施策方向(3)」の取組の中で、文化芸術の重要性などを認識・理解していただく必要があると考えます。また、「施策方向(4)」の文化芸術活動支援ネットワークにおいても、教育関係者からの現状把握などを行い、方法を検討していきたいと考えています。	F: その他
				「表現すること」は今後の子どもたちの「心を育てる」成長過程で重要な要素と考える。文化芸術による表現学習を教育の場に多く取り入れていただきたい。	1			F: その他
35							学校数が減り、伝統芸能の継承が難しくなっている。	1
36			(4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成(施策方向(4))	平成28年の希望郷いわて国体においても、文化芸術の人たちがスポーツ関係の人たちと様々な共有できるようになればよい。	2	文化芸術支援ネットワークの形成を通じ、文化芸術分野以外の活動者との連携・協力体制を構築していきたいと考えています。また、希望郷いわて国体の開催は、岩手県の文化芸術を広く発信できる機会、更なる文化芸術の振興を進めていくための絶好の機会と捉えています。(この考えを明確化するための文章を、指針に加筆します。【P29】)	B: 一部反映	
37				各地域において文化芸術に係る意見交換・交流の場などが必要であると考えます。	2	「施策方向(4)」に記載の文化芸術活動支援ネットワークが左記各意見で述べられている役割を担うものと考えており、文化芸術活動の円滑化と文化芸術を通じた地域振興体制づくりに努めていきたいと考えています。	C: 趣旨同一	
38			文化芸術団体と学校教育との連携は昔から言われているが、うまく機能してこなかったと思う。学校から依頼があれば行っていたが、自発的に入っていくことはできない。	1	C: 趣旨同一			
39			雇われている人たちが文化芸術活動に入りやすい体制を、ということだが、特に中小企業の人たちはなかなか難しいものがある。	1	C: 趣旨同一			
40				文化芸術支援ネットワークの形成について、どのようなものをイメージしているのか。	1		「施策方向(4)」に記載のとおり、各広域振興圏の岩手県文化芸術コーディネーターを核とし、文化関係施設、文化芸術団体、行政機関などの各関係者が連携し情報交換できる体制をイメージしています。	F: その他

番号	指針案項目			意見	意見数 (件)	意見に関する考え方(対応方向) ※【 】は指針案のページを表しています。	決定への 反映状況
	章	項	号				
41	V 5年後の 姿と実施効 果の評価	2 実施効 果の評価	—	文化芸術を数字で評価することは難しいため、岩手県文化芸術コーディネーターについて、これをどのように評価するのが難しいかと思う。	1	文化芸術について、評価を定量的に行っていくことは非常に困難な分野であり、評価項目についても定性的なものが多く、具体的な目標数値などは設定されていませんが、より効果的な施策を推進していけるよう、客観的・定量的にとらえられるものは、できるだけ数値・データなどを用いることで、各評価項目の評価を行っていきたいと考えています。	C: 趣旨同一
42				5年間における具体的な評価基準、PDCAサイクルに沿った年度ごと、数年ごとの評価を設けてはどうか。	1	実施効果の評価については、目標設定期間の各年度において、客観的に達成度を測定し評価を行い、目標設定期間の最終年度において5年間の総括的評価を行うこととしています。	D: 参考
43	その他	(指針案全般に関する こと)	—	全体的にカタカナが多いと思う。注釈を付ける、日本語にするといった工夫をしてほしい。	1	意味が難しいと思われる語句、外来語、専門用語などには注釈・用語解説を付けることとします。【各ページ】	A: 全部反映
44				指針の構成としてありがちだが、総花的な取組が網羅されており、はっきりとした改訂のポイントが見えづらい。今回の改訂のポイント(主な取組の方向性)を記載した方が分かりやすい。	3	今回の改訂のポイント(主な取組の方向性)を加筆します。【P29】	A: 全部反映
45				指針案はよく出来ていると思う。「絵に描いた餅」にならないようにしてほしい。 指針案は持ち帰り、我々の団体の職員とともに学習し、我々の歩むべき道を探っていきたいと思います。	2	今後とも、文化芸術の振興について努力していきたいと考えています。	C: 趣旨同一
46				地域説明会において「新規」と説明のあった修正・見直しの観点は、どの時点と比較して「新規」に加わった視点なのか。	1	平成20年の策定時指針には記載がなく、今回の改訂において新たに加わった視点を「新規」としています。	F: その他
47	その他	(指針の周知)	—	指針の内容が一般の方々にどう伝わっていくかが難しいと思うため、周知もしっかり行ってほしい。	1	県民一体となった文化芸術の振興が着実に実行されるよう、改訂版指針は、関係機関への冊子配付、ホームページへの掲載をはじめとした県の広報、説明会の開催などを通じ、広く県民の皆様へ内容を周知し、その普及に努めていきたいと考えています。	C: 趣旨同一
48				県の方で指針を早めに提示していただけると、市町村の方もそれをベースに指針などを作成できると思う。	1		C: 趣旨同一

番号	指針案項目			意見	意見数 (件)	意見に関する考え方(対応方向) ※【 】は指針案のページを表しています。	決定への 反映状況
	章	項	号				
49	その他	(指針の周知)	—	<p>県内の文化芸術団体がこの指針を見て、自分たちの団体がどのように成長できるか、変化できるかという取組があれば面白いと思う。</p> <p>そのような取組を行い、変化・成長した文化芸術団体を県は紹介・公開し、支援していけば、行政と県民の距離は縮むと思う。</p>	2	指針の中では特定の団体に焦点を当てて支援することは想定しておりませんが、文化芸術情報発信の一つの方法として、事業実施の際の参考とさせていただきます。	D: 参考
意見数合計(件)					61		